墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成１２年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表　２保健衛生・環境関係の部７７の項中「第４条第３項」を「第４条第２項」に改め、同部７８の項中「第４条第４項」を「第４条第３項」に改める。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。